

2018年2月5日

各 位

会 社 名	東京建物株式会社
代表者名	代表取締役 社長執行役員 野村 均
コ ー ド	8804 東証第1部
問 合 せ 先	広報CSR部長 後藤 芳朗 (TEL (03)3274-1984)

株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、2018年2月5日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下、断りがない限り同じとします。）及び取締役を兼任しない執行役員（以下「取締役等」といいます。）に対し、新たに株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust））」（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議し、本制度に関する議案を2018年3月28日開催の第200期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 導入の背景及び目的

当社の取締役の報酬は、「固定報酬」及び「業績連動報酬」により構成されており、「固定報酬」につきましては、2008年3月28日開催の第190期定時株主総会において月額3千5百万円以内、また、「業績連動報酬」につきましては、2013年3月28日開催の第195期定時株主総会において、前事業年度における連結経常利益の1%かつ連結当期純利益の2%の範囲内（ただし社外取締役を除きます。）と決議され現在に至っております。

今般、当社取締役会は、取締役等の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、本株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件に、本制度を導入することを決議いたしました。

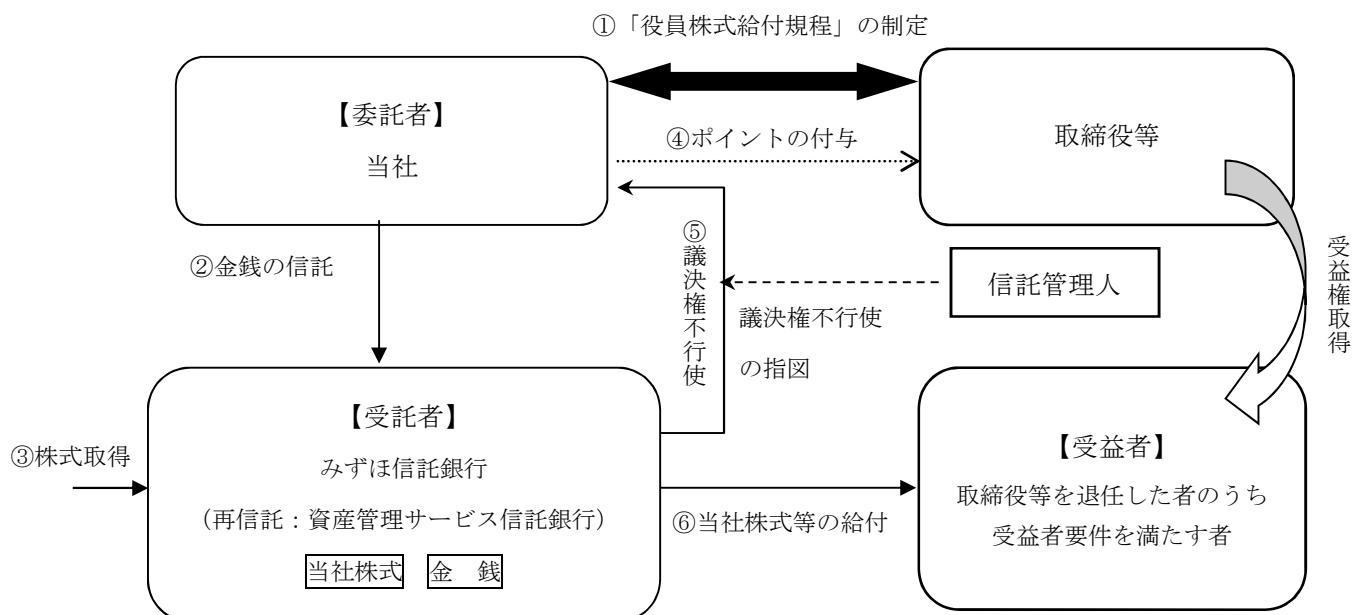
本制度の導入により、取締役等の報酬は、「固定報酬」、「業績連動報酬」及び「株式報酬」の三種類により構成されることとなります。

2. 本制度の概要

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役等に対して、当社が定める「役員株式給付規程」（以下「規程」といいます。）に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時となります。

<本制度の仕組み>



- ① 当社は、本株主総会において、本制度導入についての決議を得て、本株主総会で承認を受けた範囲内において、「役員株式給付規程」（以下「規程」といいます。）を制定します。
- ② 当社は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引市場等を通じて取得します。
- ④ 当社は、規程に基づき取締役等にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、取締役等を退任した者のうち規程に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

(2) 本制度の対象者

取締役（社外取締役を除きます。）及び取締役を兼任しない執行役員

(3) 信託期間

2018年5月（予定）から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、規程の廃止等により終了します。）

(4) 信託金額

本株主総会において、本制度の導入をご承認いただくことを条件として、当社は、2018年12月末日で終了する事業年度から2020年12月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下、当該3事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間及び当初対象期間の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入し、取締役等への当社株式等の給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として、以下の金銭を本信託に拠出いたします。

まず、当社は、本信託設定（2018年5月（予定））時に、当初対象期間に対応する必要資金として見込まれる相当額の金銭を拠出し、本信託を設定します。本制度に基づき取締役等に対して付与するポイントの上限数は、下記（6）のとおり、1事業年度当たり6万ポイント（うち取締役分として4万ポイント）であるため、本信託設定時には、直前の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を考慮して、18万株を上限として取得するために必要と合理的に見込まれる資金を本信託に拠出いたします。なお、ご参考として、2018年2月2日の終値1,739円を適用した場合、上記の必要資金は、最大約314百万円となります。

また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、本制度に基づく取締役等への給付を行うために必要な株式数を合理的に見込み、本信託が先行して取得するために必要と認める資金を、本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する給付が完了であるものを除きます。）及び金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は以後の対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、残存株式等を勘案した上で、以後の対象期間に関する追加拠出額を算出するものとします。

(5) 当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記（4）により拠出された資金を原資として、取引市場等を通じてこれを実施することとします。

なお、当初対象期間につきましては、本信託設定後遅滞なく、18万株を上限として取得するものとします。

(6) 取締役等に給付される当社株式等の数

取締役等には、各事業年度毎に、規程に基づき役位を勘案して定まる数のポイントが付与されます。取締役等に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、6万ポイント（うち取締役分として4万ポイント）を上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役等の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、取締役等に付与されるポイントは、下記（7）の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（ただし、本株主総会における承認決議の後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。）。

下記（7）の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役等のポイント数は、原則として、退任時までに当該取締役等に付与されたポイント数とします（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。）。

(7) 当社株式等の給付及び報酬等の額の算定方法

取締役等が退任し、規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記（6）により定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、退任時に本信託から給付を受けます。

ただし、規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

取締役等が受ける報酬等の額は、ポイント付与時において、取締役等に付与されるポイント数の合計に本信託の有する当社株式の1株当たりの帳簿価格を乗じた金額（ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行います。）を基礎とします。また、規程の定めに従って例外的に金銭が給付される場合において相当と認められるときは、当該金額を加算した額とします。

(8) 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

(9) 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する金銭のうち、本信託の信託契約に定める金額を超える分は、規程の定めに従って、その時点で在任する取締役等に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることになります。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産については、法令及び当社定款並びに本信託の信託契約に基づき適正に処理します。

【本信託の概要】

- ①名称 : 株式給付信託（B B T）
- ②委託者 : 当社
- ③受託者 : みずほ信託銀行株式会社
(再信託受託者: 資産管理サービス信託銀行株式会社)
- ④受益者 : 取締役等を退任した者のうち規程に定める受益者要件を満たす者
- ⑤信託管理人 : 当社と利害関係のない第三者を選定する予定
- ⑥信託の種類 : 金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- ⑦本信託契約の締結日 : 2018年5月（予定）
- ⑧金銭を信託する日 : 2018年5月（予定）
- ⑨信託の期間 : 2018年5月（予定）から信託が終了するまで
(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。)

以上